

2 苦情申立ての趣旨に一部沿った事例

(1) 公民館の施設利用枠（要約）

苦情申立ての趣旨

5 年ほど前から、概ね毎月 2 回、A 公民館で土曜日の午後にダンスパーティー（以下「パーティー」という。）を開催していたが、だんだんと予約がとれなくなってきた。

そこで、平成 27 年 10 月、A 公民館の館長（以下「館長」という。）に対して、土曜日の午後にパーティーを開催できるようにしてほしいとお願いし、「できるように配慮します。」との返事を得た。

ところが、平成 28 年 2 月下旬、平成 28 年度公民館自主講座受講生募集の案内を見てみたところ、平成 28 年度は毎週土曜日の午後に「B 講座」という自主講座が開講されることになり、土曜日の午後にパーティーを開催することができなくなっていた。

館長が私たちとの約束を破ったこと、利用希望者の多い土曜日の午後の利用枠を「B 講座」に独占させることに納得できない。

市からの回答

公民館が行っている事業のうち、「主催講座」「自主講座」は、社会教育法第 22 条第 1 号所定の「定期講座を開催する」事業に該当し、「貸館」は、同条第 6 号所定の「施設を住民の集会その他の公共的利用に供する」事業に該当します。そして、施設の確保に関しては、計画的かつ定期的に実施しなければならない「定期講座」という事業の性質に照らし、年度当初に定期講座に利用枠を振り分け、残った枠を貸館などのかたちでご利用いただくこととしております。ただし、自主講座によって施設利用枠が埋まってしまうことがないよう、自主講座による施設の利用は、施設利用枠全体の 6 割を限度としています。

申立人のパーティーによる利用は貸館にあたるため、施設利用枠の確保に関しては、事実上、自主講座等が優先することになりますが、本件においては、市としても、以下のとおり可能な限りの配慮を行いました。

まず、平成 27 年 10 月に申立人から相談を受けた際、申立人の利用実績に鑑み、また、主催講座及び児童館主催の講座の開催日は公民館が比較的自由に設定可能であることを踏まえて、「主催講座や児童館主催の講座を土曜日の午後に固定しないよう配慮する」旨お伝えしました。ただし、上記発言は、申立人に対し、土曜日の午後の利用を約束した趣旨のものではありません。

また、今回、市は、「B 講座」の全部又は一部だけでも別の利用枠で開催できないかなど可能な限り申立人らの利用に影響のないよう調整を試みましたが、しかし、他の

自主講座に影響が出たり、「B 講座」の受講生や講師の都合がどうしてもつかないなどの理由により、やむを得ず、「B 講座」を土曜日の午後に実施することとなったものです。

以上のとおり、土曜日の午後の利用枠を「B 講座」に振り分けたことはやむを得なかったと考えておりますが、本件においては、土曜日の午後の利用枠を決定した際、申立人らにも連絡をすべきであったと考えており、その点においては配慮に欠けていたものと反省しております。今後は、利用者の心情に配慮し、適切な対応を心がけてまいります。

オンブズマンの判断

施設利用枠の振り分けに関する一般的なルールについては市からの回答にあるとおりですが、計画的かつ定期的に実施しなければならない定期講座の性質や、貸館による利用が不当に制限されることのないよう自主講座による利用に上限を設けるなどしていることに鑑みれば、市が定めているルールそれ自体は不当とはいえません。

自主講座である「B 講座」に対して土曜日の午後の利用枠が振り分けられ、その結果として申立人らが土曜日の午後の利用枠を確保することができなくなったということ自体は、一般的なルールに則った取扱いということになります。

申立人は、市が土曜日の午後の利用枠を「B 講座」に振り分けたことは「約束」に反するものであると主張していますが、主催講座や児童館主催の定期講座の実施日程は市が任意に設定できるとしても、自主講座の場合、講座開設を申請した受講生らや、受講生らが選んだ講師の都合を考慮する必要がありますから、その実施日程を市のみで意思で任意に設定することはできません。このような事情に鑑みれば、平成 27 年 10 月に申立人から相談を受けた際の館長の発言は、「主催講座や児童館主催の講座を土曜日の午後に固定しないよう配慮する」旨約束したに過ぎないと思うのが自然であり、自主講座である「B 講座」に土曜日の午後の利用枠を振り分けたことが、申立人らとの「約束」に反するものであり不当であるとまでは言えないと考えます。

また、申立人は、土曜日の午後は利用希望者が多いという事情に照らし、土曜日の午後の利用枠を全て「B 講座」に利用させるのは不当であると主張しています。

確かに、申立人らが利用を求めている A 公民館においては、週末のほうが利用希望者が多く、貸館による利用を実質的に保障するためには、貸館による利用を希望する人たちのために週末の利用枠を一定数確保しておくことが重要です。したがって、オンブズマンとしても、週末の利用枠の全て又は大部分を自主講座などに割り当ててしまい、貸館による利用ができなくなるという場合には、貸館による利用を著しく妨げる取扱いとして不当と評価できると考えます。

しかし、オンブズマンが調査したところによれば、第 1 週から第 4 週に設定された土曜日及び日曜日の利用枠合計 24 枠（各曜日それぞれ午前、午後、夜の 3 枠ずつ）のうち、A 公民館において自主講座に振り分けられているのは 6 枠のみでした。したがって、週末の利用枠の全て又は大部分が自主講座などに割り当てられ、貸館による

利用が著しく妨げられていると言うことはできません。土曜日の午後という利用枠は、平日の利用が困難な市民にとっての重要性という意味では、あくまでも週末の利用枠の一つとして考えるべきだと判断しますので、週末の利用枠全体に占める自主講座の割合が上記の程度にとどまる以上、土曜日の午後の利用枠全てを自主講座に振り分けたとしても、直ちに不当とはいえないと考えます。

もっとも、本件においては、申立人らから事前の相談があっていたことや、申立人らの活動実績について市も認識していたことを踏まえると、市は、土曜日の午後の利用枠を「B 講座」に振り分けることが決定した際には、速やかに申立人らに対してその旨の連絡や経緯の説明を行うべきであったと考えます。この点については、担当課も自覚して反省しており、今後、利用者の心情にも配慮し、適切な対応をこころがけるとのことですから、オンブズマンとしては、今後の対応を見守りたいと思います。